



贈
労働者勝利記念
住友生命分会

Labour Update

労組周辺動向 No. 178



2023 - 11 - 10

1. 法・政策

(1) 経済対策、事業規模37.4兆円 政府が閣議決定

政府は11月2日午後の臨時閣議で賃上げ・国内投資の促進を盛り込んだ総合経済対策を決めた。物価高対策として所得税と住民税の減税や低所得者向け給付を入れた。国と地方自治体、民間投資をあわせた事業規模は37.4兆円程度、減税と裏付けとなる補正予算を含め17兆円台前半になる。

財源の裏付けとなる2023年度補正予算案の一般会計は13.1兆円ほどを計上する。11月中にも提出し、臨時国会中の成立をめざす。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について 2023年11月2日 閣議決定

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf

(2) 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」 2023年10月27日 厚生労働省労働基準局安全衛生部

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001161088.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) ヤマト配達員の救済申し立て 業務委託の契約終了巡り

ヤマト運輸が小型荷物などの配達を委託する約3万人の個人事業主との契約を2024年度末までに終了する問題で、一部の配達員が加入する労働組合「建交労軽貨物ユニオン」は10月31日、同社が「使用者に当たらない」との理由で団体交渉を拒むのは不当労働行為だとして、東京都労働委員会に救済を申し立てた。

ユニオンは、個人事業主の配達員がヤマト側から貸与されたスマートフォンで業務管理されるなど、指揮監督を受けて働いていると指摘。雇用契約はないが労働組合法上の労働者に該当し、同社は団体交渉に応じなければならないとしている。

(2) 米自動車労組スト「勝利宣言」 25%賃上げ、大手3社と合意

全米自動車労働組合（UAW）は10月30日、米国の自動車大手3社に待遇改善を求めて行ってきたストライキを終えた。各社から4年半で25%という大幅な賃上げを引き出し、「勝利宣言」を出した。物価高（インフレ）やコロナ禍などを背景に、先進国ではストなどの労働運動が広がりを見せている。

UAWはこの日、最後まで交渉していたゼネラル・モーターズ（GM）と新たな労働協約で暫定合意したと発表した。25%の賃上げのほか、物価上昇に応じて賃金を上げる制度の復活や、年金の拡充などが盛り込まれた。フォード・モーターや、クライスラーなどをブランドとして保有するステランティスとは同じような内容で暫定合意していた。

UAWは40%の賃上げなどを求めて、9月15日に史上初の3社同時ストを開始。段階的に規模を広げ、終盤には利益率の高い大型車の工場を対象に加えて、会社側に圧力をかけた。参加者は一時、3社の組合員約15万人のうち4・5万人以上に膨らんだ。

UAWは、過去22年間の賃上げの合計より、今回の上げ幅の方が大きいと強調。ショーン・フェイン会長は30日に公開した動画で「我々は記録的な労働協約を勝ち取るため、容赦なく戦い、達成した」と誇った。

(3) 札幌の病院看護師たち「着替えも労働時間」 未払い賃金求め近くスト

医療法人「北武会」が運営する「美しが丘病院」（札幌市清田区、172床）で働く看護師たちが「着替え時間の賃金が支払われていない」として、未払い賃金の支給などを求めて近くストライキを計画していることがわかった。厚生労働省のガイドラインは着替えなどの時間は労働時間を含むと定めており、賃金を支給する動きも出ている。

同病院で働く看護師や介護スタッフたちでつくる札幌地域労組美しが丘病院支部（組合員17人）は10月下旬、北海道にストを含む争議行為を実施することを届け出ている。

厚労省が2017年に定めたガイドラインでは、「業務に必要な準備」は労働時間として「着用を義務づけられた所定の服装への着替え」などを例示する。

(4) 労災で配偶者が死亡、男性にだけ遺族年金の制限があるのは「違憲だ」 行政訴訟の提起へ

労災で配偶者を亡くした場合、夫（男性）にだけ、遺族補償年金の受給資格に制限があるのは、法の平等を定めた憲法14条に反して違憲だ――。都内在住の男性会社員（54歳）がこう訴えている。男性は早くて来年春にも行政訴訟を起こす準備をすすめている。

労働者協同組合に勤めていた男性の妻（当時51歳）は2019年6月下旬、くも膜下出血を発症して亡くなった。遺族が2022年3月に労災申請したところ、八王子基準監督署は今年3月、くも膜下出血の発症は長時間労働などが原因だったとして労災認定した。

労災保険法（施行規則・附則ふくむ）では、夫を亡くした女性は、年齢の制限なく、遺族補償年金を受給することができるが、妻を亡くした男性は原則60歳以上（55歳以上であれば資格あり）で受給できるとされている。

できないとする地方公務員災害補償法の規定について「合憲」と判断している。

弁護団は会見で、「性別変更の手術要件」を違憲とした最高裁判決（10月25）を例に挙げつつ「女性の労働状況や専業主婦の現状はずいぶん変わってきている。最高裁が判断を変更する可能性は十分にある」と述べていた。

3. 情勢・統計

(1) 早稲田・慶応など私大で学費値上げ続々、14万円アップも 物価高騰など理由

光熱費や物価の高騰を受け、大学の経営は厳しさが増している。大規模私立大を中心に、学費の値上げに踏み切る大学も相次いでいる。

朝日新聞と河合塾の共同調査「ひらく 日本の大学」では、授業料や入学金など新生が払う初年度納付金について、最近変更したかを質問した。「全学で値上げ」「一部学部・学科で値上げ」とした大学は合計で2023年度は7%、24年度は13%。私立大に限ると、8%、17%だった。

共同調査では、東京や関西にある、入学定員が「3千人以上」の大学に値上げをする大学が目立った。「全学で値上げ」「一部学部・学科で値上げ」する大学の合計が23年度27%、24年度31%で、全体平均（23年度7%、24年度は13%）よりかなり高い。対照的に、地方に多い「300人未満」の小規模大学は3%、7%だった。

調査では、「中長期（今後10年程度）」の値上げの見通しについても聞いた。「未定」としたのは全体で62%。国立大も「変更なし」は29%で、67%が「未定」とした。九州大は「現時点では中長期でも値上げの予定はない」としつつ、「今後の不透明な社会の経済状況の影響や経営戦略の観点から、見直しを検討する可能性もある」。岩手大は「今後の物価上昇や人件費の上昇、他の国立大学の動向を考慮していく必要がある」と説明した。

(2) 大企業の人件費割合、最低水準に 労働分配率、過去50年で

企業が人件費をどのくらい払っているかを示す「労働分配率」が、大企業はこの50年で最低水準に落ち込んでいることがわかった。財務省が公表する法人企業統計のデータを分析したところ、大

企業ほど人件費に回すお金を抑えていた。中小企業は比較的小金をかけているが、今後は生産性を上げないと賃上げもままならないと、専門家は指摘する。

労働分配率は企業の経営状態を測る指標の一つ。企業が生み出した付加価値（役員と従業員の人件費、経常利益、賃借料、税金や利払い費、減価償却費の合計）のうち、人件費が占める割合のことで、値が高いほど人への配分が厚い。

日本全体の傾向を探るため、財務省がまとめた2022年度の法人企業統計をもとに、企業の規模ごとの労働分配率を算出した。

金融・保険業をのぞく全産業の労働分配率は53・7%で、前年度より1・0ポイント下がった。過去50年間の平均（58・8%）から遠ざかり、人件費にあまりお金を回さなくなったといえる。

顕著なのは資本金10億円以上の大企業だ。08年のリーマンショック以降、ほぼ右肩下がり。22年度は前年度より2・0ポイント低い36・6%で、大企業の過去の平均（44・4%）を大きく下回り、この50年で最低だった

中小企業はどうか。資本金1億円未満の企業の労働分配率は66・3%で、前年度より0・3ポイント下がった。データをさかのぼれる過去20年の平均（68・8%）との差は小さい。

大企業よりも分母となる利益水準が低いというえ、人手がかかる事業を営んでいたり、役員報酬の占める割合が高かったりするため、簡単には上がらず、逆に下がりにくくもある。